

令和元年度 別府市中山間地域等直接支払交付金事業実施状況

(1) 中山間地域等直接支払制度について

農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動の継続支援および多面的機能の維持・確保を目的に「中山間地域等直接支払制度」として以下のとおり交付金が交付されています。

○10a 当たりの交付単価

地目	区分	交付単価(円)
田	急傾斜	21,000
	緩傾斜	8,000

○超急傾斜農地保全管理加算

農業生産活動等を継続するための活動及び体制整備のための前向きな活動に加え、超急傾斜農地の保全や有効活用に取り組み、農産物の販売促進活動等を実施する場合に所定額が加算交付されます。

加算措置の種類	地目	勾配	交付単価(円)
超急傾斜農地保全管理加算	田	1/10 以上	6,000
	畑	20 度以上	6,000

(2) 別府市における実施状況

1 対象農用地の基準別面積及び交付額

地域区分	地目	傾斜	農地面積 (㎡)	交付額 (円)
県知事特認地域	田	急傾斜	984,356	20,671,476
		超急傾斜	※613,492	3,680,952

※超急傾斜農地面積は急傾斜農地面積の内数

2 各集落協定の協定面積及び交付額

集落協定名	農地面積 (㎡)	うち、	交付額 (円)
		超急傾斜農地面積 (㎡)	
東山地区集落協定	418,781	265,371	10,386,627
内成活性化協議会	310,934	274,478	8,176,482
天間地区集落協定	254,641	73,643	5,789,319

3 農業生産活動などの実施状況

各集落協定が主体となり、各集落協定書で定めている水路や農道などの維持・管理、農地と一体となった周辺地の下草刈り、景観作物の作付けなどの多面的機能確保の活動を実施しました。

4 農業生産活動などの体制整備の実施状況

各集落協定が主体となり、将来にわたり適正に集落農用地を保全していく取組を実施するとともに、農業生産活動などの継続が困難な農用地が発生した場合に、集落ぐるみで支援ができる体制を構築するなど、継続して活動ができるよう体制整備に取り組みました。